

第6回長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会

平成20年9月20日（土）

【事務局】 皆様、大変ご苦勞さまでございます。本日は、運動会等、地域イベントも数多く開催されるなど、大変お忙しい中でございますけれども、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから第6回長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会を開催いたしたいと思っております。

本日の日程でございますけれども、お手元の会議次第のとおり、前回までに提案させていただきました案件5件が継続協議となっております。この件について、よろしくご協議いただきますようお願いをいたしたいと思っております。

本日は、全員の委員さんが出席でございますので、58名中58名のご出席という形で、規約第6条第3項の規定によりまして、委員総数、半数を超えておりますので、会議の成立したことをまずご報告を申しあげたいと思っております。

それでは、規約第6条第1項の規定によりまして、議長は会長が務めるとなっておりますので、川島会長、よろしくお願ひいたします。

【川島議長】 それでは、早速でございますが、協議会会議規約によりまして議長を務めさせていただきます。議事が活発かつ円滑に進行いたしますよう、特にどうも意見が少ないという話も出ておりますので、ぜひとも皆さん方、意見があったらお話しいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、会議運営規程の第8条第2項の規定に基づき、本日の会議の会議録に署名する委員を指名いたします。住民代表の方にお願ひしたいと思っております。高月町の保積和人様、そして木之本町の吉田芳子様にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。前回までに提案しております5つの案件につきまして、協議をいたします。

まず、協議第26号、一部事務組合等の取扱いについて協議いたします。事前に滋賀県市町村退職手当組合の清算納付金についての資料を送付いたしております。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、前回、各町のほうから口頭で説明しておったわけでございますけれども、資料の提出ということがございまして、事前に各委員様あてに資料を送付させていただいております。お手元にあるかと思っておりますけれども、滋賀県市町村退職手当組合納付金に関わる清算計画書でございます。お手元のほうにお出しいただきたいと存じます。

一番下の欄にございますけれども、平成19年度末、つまり平成20年3月に仮に当組合を脱退した場合の納付金の予定額ということで記載させていただいております。このうち虎姫町さんにつきましては、還付金となる予定でございます。こういった納付金につきまして、どのような予算措置をするかということでございます。まず、納付金の取扱いでございますけれども、納付金につきましては、滋賀県市町村退職手当組合規約改正議案にあわせまして、つまり6町が当該組合を脱退するというので、当該組合の規約につきまして、この組合を構成する市町村あるいは一部事務組合が含まれると思っておりますけれども、各

議会におきまして規約改正ということが必要になってまいります。そういった規約改正に合わせまして、平成21年度の一般会計予算に計上するという考え方でございます。

その納付金の財源措置、これはあくまで予定でございますけれども、今後の決算状況というものがございますので、現在のところ下記の内容によって納付金に対する財源措置を考えているというものでございます。

まず、湖北町さんでございますけれども、平成21年度の税等の一般財源により対応するというところでございます。高月町さんも同様の内容ということでございます。

次、木之本町さんでございますけれども、平成21年度の税等の一般財源に加えまして、地域振興基金等の取り崩しによりまして対応していくという予定でございます。

次に、余呉町さんでございますけれども、21年度の税等の一般財源、さらに特定目的基金でございます地域振興資金貸付基金、これは既に各種事務事業の中で、合併時に当該貸付事業を廃止すると、こうなっております。それに伴いまして、当該基金が不要になるということでございまして、その基金を活用するというところでございます。それに加えまして、学校建設基金の取り崩しということで対応する予定になってございます。

それと、西浅井町さんでございますけれども、平成21年度の税等の一般財源に加えまして、地域振興基金、さらには地域福祉基金の取り崩しによって対応するという予定になってございます。

以上でございます。

【川島議長】 この問題につきまして、いかがでしょうか。

【茂森委員】 長浜の茂森でございます。

まず、私どもの特別委員長の押谷さんから、いろいろと今後、発言されると思っておりますけれども、実は今回のこういういろんな継続審議というものは、私どもからほとんど出ているということで、最近、何か長浜は引き延ばしているのではないかとか、前回も皆さんに大変ご迷惑をかけているということで、ご了解を願ったわけですが、もう一度確認をさせていただきます。

私ども長浜市としては、やはりこういった大変な歴史的にも重要な合併でございます。それだけに慎重審議いたしましてやっていきたいというのが基本でございます。その中で、2つの点がございます。長浜市は、1つは特別委員会をつくって、そして各専門部会もつくりまして、そこで審議されたものをここに、皆さんに提示しているということでございますので、ほんとうに真剣にしているということをまず皆さんにご理解願いたいと。

それから、もう1点は、やはり長浜市は2年前に合併したときは6万4,000、それから8万になり、そして今度12万ということですから、非常に15万とか10万の都市が2万を吸収するのではございません。それだけに、組織体制もきっちりとできる。それには、それぞれの課題を共有化した中で、みんなが持ち寄って、そしてそれをきちっとした形で進むことが次のステップへとつながると、この2点がございます。

前から私どもは申しあげておりますように、合併というものは1対6は7ではございません。1対6は必ず1になるわけです。それだけに全体の共有化を図る中で、このいろんな課題を進めていきたいと、こういう形でございますので、どうかひとつこの辺をご理解いただきまして、私どものこれを単なる引き延ばしをしているとか、合併に反対しているとか、そういうのではございませんので、その辺を再度ご理解いただきまして、今後も、私

どものほうからいろいろなご質問をしていきますので、どうぞご理解のほどよろしくようお願い申しあげたいと、このように思います。

以上でございます。

【川島議長】 ただいま長浜の議長からお話ございましたが、皆さん、よろしく願いたいと思います。

【押谷委員】 長浜の押谷でございます。

26号の問題につきまして、かなり議論をいたしました結果、清算計画につきましてもお出しいただきましたので、これを確認していきたいと思いますが、1点だけちょっとご意見をお聞かせいただきたいのは、余呉町さんのほうでこの清算に学校建設基金の取り崩しというふうにお書きになっていますが、教育の大事な部分を担うはずだったと思いますけれども、この取り崩しによる影響というのはどのようにお考えでしょうか。その点だけお聞きして、確認はさせていただきたいと思います。

【川島議長】 では、余呉町、お願いします。

【余呉町・総務課長】 失礼します。余呉町の総務課長の国友でございます。

ただいまの件でございますが、学校建設基金を取り崩すという理由でございますが、ご承知いただいていますように、余呉町の場合、平成17年に小学校が、今まで3校ありましたが1校になりました。それで、統合が終わっていると。そして、耐震の関係ですが、中学校は耐震と大規模、既にこの平成20年度で終わる予定をいたしております。

その関係で、おおむね教育関係につきましては、本町の場合、事業が完了してきたということでございますので、できましたら先ほど出ましたように、一般財源、プラス、地域振興資金を加えまして、そして足りない分を学校建設基金のほうから取り崩しをさせていただきたいというような考えでございます。よろしく申し上げます。

【川島議長】 今の説明でどうでしょうか。

【押谷委員】 結構でございます。

【川島議長】 他に何かございますでしょうか。特に民間の代表の方々、意見をいただきたいと思うのですが、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次に行きます。

26号は原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 ありがとうございます。

それでは、異議なしとして、協議26号、一部事務組合等の取扱いについては、原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、協議26-1号として、一部事務組合等の取扱いのうち伊香郡病院組合については、事前に資料を送付いたしております。これにつきまして、伊香郡病院組合事務局長から説明をお願いいたします。

【建部事務局長】 伊香郡病院組合事務局の建部と申します。

それでは、資料、伊香郡病院組合病院事業の概況というのがございます。それに基づきまして、簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、1ページにつきましては、平成19年度の当組合の実施している事業の決算状況でございます。当組合は10事業を6会計で処理しております。特別会計、公営企業会計

事業の2年間の決算状況がそこに記載されているとおりでございます。④の福祉施設事業につきましては、特別養護老人ホームの施設入所、短期入所及び軽費老人ホーム、あとデイサービス、通所介護、居宅介護支援事業の4事業が含まれるものでございます。その年間分の決算状況でございます。

あと、2ページ目でございます。

これは、当組合に働いている職員数でございます。正規職員は、そこに書いております210名でございます。主に病院が一番多くて155名、その他の事業については、残り、表のとおりでございます。職種別といたしましては、そこには出ておりませんが、多いものから看護師が92名、介護職員35名、医療技術職34名というようなところでございます。地区別としては、やはり伊香郡が64%の134名ほど占めております。あとは、25%ぐらいが長浜市から来ていただいている職員でございます。

あと、3ページから6ページにつきましては、病院事業の概要でございます。それについて、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

3ページでございます。

まず、①患者数及び診療収入等でございます。これは、まず患者数、平成19年度におきましては1日平均124.8人が入院患者でございます。外来においては、456.3人でございます。あと、当院は水曜日休診にしております、土曜日に開院しているというところで、土曜日の患者さんは、外来患者さんは必然的に500人ぐらいになっております。

あと、その患者1人1日当たりの診療収入でございますけれども、そこに書いております、入院が2万7,088円。これは、うちは病棟が2つの種類を持っております。一般病棟と療養病棟という2つを持っております。一般病棟につきましては141床、療養病棟については57床でございますけれども、一般病棟においては大体1日平均3万3,000円ぐらいの収入、療養病棟においては大体1万4,000円前後の収入となっております。

看護基準につきましては、うちは市立長浜病院と同じように10対1看護を一般病棟においてはとっております。おおむね患者さん2人にナース1人配置しているという基準でございます。そういうような看護基準で運営しております。ただ、一般病棟141床、療養病棟57床のうち、一般病棟、合計3つでございますけれども、うち1つの病棟45床が現在、去年の7月ぐらいから医師不足とか看護師不足というような状況になりまして、稼働していないという状況になっております。

あと、次の外来の患者、1日1人当たりの診療収入におきましては、去年は1日当たり1万535円となっております。あと、その病床利用率につきましては、63%でございます。一般病棟においては大体60%、これは去年から一部稼働していないというところで、一般病棟は60%、療養病棟については80%の稼働となっております。

あと、医師につきましても、平成16年度から新臨床研修医制度が開始された、そのときには26名の医師がございましたけれども、19年度はやはり引き揚げ等々によって18名となっておって、医師不足というのはすべてに影響している状況でございます。

あと、救急体制もとっておりますけれども、休日・夜間においては、去年は年間大体5,300人ぐらい受け入れております。1日平均15人前後でございます。これも新臨床研修医制度が実施される以前におきましては、年間1万人ぐらいの救急患者を受け入れして

いたのでございますけども、やはり医師不足というような状況になり、激減しているのが現状でございます。

あと、②、③につきましては、地区別の入院患者数と外来患者数でございます。ほとんど入院・外来ともに90%が伊香郡の患者さんです。典型的な地域密着型病院ということでございます。あと、湖北町とか長浜市からも利用していただいているところでございます。

あと、4ページでございます。

これは収益的収支の状況でございます。去年におきましては、収入合計が29億1,746万4,000円でございます。支出においては、19年度におきましては30億5,321万5,000円と、そこに書いているとおりでございます。収支差し引きがマイナス1億3,575万1,000円となりました。収益収支においてマイナスになっている要因としましては、これは全国的に自治体病院を含めて、どこの病院も抱えているものでございますけども、臨床研修医制度の変更による医師不足、あと看護師不足、一連の医療費抑制策、患者の負担増等による患者減などが影響しているところでございます。

また、当地域におきましては、高齢化率が非常に高いというようなところで、慢性疾患を有している患者さんが多いということも、その診療収入が伸びない原因の1つでございます。また、特に当院のような僻地に存在する中小病院については、すべてにおいて厳しい状況に置かれているというのが実情でございます。また、医師1人減になったというところだけで、すべてが大きく影響してくるというものでございます。

あと、この収益的収支、ずっとこの5年間ほどマイナスとなっております。我々としても健全化に向けまして、具体的な取り組みとしては、ホームページにも載せておるところでございますけども、給与費の削減、職員数の削減、材料費の抑制、院外処方の実施、委託推進、未収金対策の強化等々を数年来、実施しているところでございます。

一方、我々の当病院におきましては、昭和50年にへき地医療拠点病院の指定を厚労省より受けたところでございます。当時、全国では27病院が指定を受けたのですが、これは医療の提供が期待できない山間部に対して年間100回以上出張診療を行うというところでございます。そういう活動とともに、訪問看護、訪問診療等を含めた地域医療を実施しているところでもありますので、その辺についてもご理解いただきたいと思います。

しかし、先ほど触れたところではございますけども、医師不足とか看護師不足、医療費抑制策等々が改善されない限り、経営改革というのは非常に困難を伴うものでございます。こういうような状況で、将来にわたって病院の現在の機能を維持して健全化は困難であるということも認識しております。

そういう中で、案の1つとして、我々は複合的な事業を実施しているところでもございますので、湖北地域では大体130床ほど介護施設、老人保健施設ですけども、不足しているというようなことでございますので、今休止している運用できていない病棟を転換することとか、訪問看護ステーション事業を組み合わせることによって、効率的な運用とか健全化ができないものかと検討しているところでもございます。

このことにつきましては、介護事業計画とか県の医療や介護の担当課との調整が必要でありますけども、なるべく早い時期に改革プランを作成したいと考えておるところでございます。

4 ページの 3 番につきましては、資本的収支状況でございます。これは、投下資本の増減に対する取引でございます。平成 19 年度におきましては、収入が 8 億 2,360 万 7,000 円、支出は 8 億 7,247 万 4,000 円でございます。差し引きマイナス 4,886 万 7,000 円となっております。これは、不足する額につきましては内部留保資金で補ったところでございます。

あと、その企業債というところで、平成 17 年度は 12 億 6,100 万円となっております。これは、病院の増改築を 3 年計画で実施しました。このときは、建設と医療機器整備に充てたものでございます。平成 19 年度の 6 億 8,000 万円につきましては、昨年度 5% 以上の金利の公営企業債の借りかえができるようになったというところで、借りかえをしたことによるものでございます。

あと、5 ページ、6 ページでございます。

貸借対照表でございますけども、これは 19 年度末の当病院が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的にあらわした報告書でございます。要するに、5 ページの資産は 6 ページの負債と資本から成り立っているということをあらわしたものでございます。資産の合計はその 5 ページの一番下に書いております。51 億 8,297 万 6,530 円でございます。

5 ページの 2 の流動資産でございます。ここが、計が約 6 億 4,800 万でございます。それと、6 ページの負債の部の 5、流動負債でございます。これが約 4 億 5,100 万となっております。流動資産のほうが流動負債より上回っておりますので、不良債務は発生していないということがこの表から見てとっていただけるかなと思います。

あと、5 ページに戻りますけど、未収金の 5 億 3,374 万円ほどあるんですけども、これについては主として診療費 2 カ月分、4 億近いのがこの時点でまだ入金されていないというところでございます。

あと、6 ページの一時借入金、負債の部の 3 億円でございます。これは、現在、返済しておるところでございます。

結局、19 年度の欠損金ですけども、6 ページの一番下から 5 行目ぐらいです。純損失が 1 億 3,575 万 1,006 円でございます。そうすると、欠損金合計が 13 億 213 万 6,856 円となったというところでございますけども、欠損金合計の 13 億というのは、昭和 43 年にうちの病院は地方公営企業法の財務規程を適用しております。それから 40 年間にわたるものでございます。その累積赤字が 13 億 213 万 6,856 円というところでございます。

以上が、簡単に貸借対照表の説明とさせていただきます。

あと、最後にその四角で囲んでいるところでございます。欠損金の処理でございますけども、そこには地方公営企業法の施行令のほうでございますけども、第 24 条の 3 の第 2 項に基づいて、今回、欠損金の処理をさせていただいたところでございます。そこには、資本剰余金をもって埋めるというところでございますし、法律に基づいて適切な方法で欠損金処理をさせていただいたというところでございます。

簡単に説明させていただきますと、6 ページの資本の部のところを見ていただきますと、7 の剰余金というところがございます。その (2) の欠損金。欠損金合計が 13 億 213 万 6,856 円となっております。それを (1) の資本剰余金の中の他会計繰入金という

のがございます。資本剰余金合計が31億799万8,078円のうち寄附金と補助金を除いたもの、これが取り崩しができる部分でございます。要するに、他会計負担金でございます。それで埋めたものでございます。これは、資本の部、貸借対照表の剰余金の勘定科目内での相殺処理でございまして、資本等の移動は生じていないというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、最終的にこれをやった目的というのは、先ほど申しましたように、これは地方公営企業法の財務規程を適用しましてから40年間にわたる累積赤字でございます。過去の欠損金を解消して、現時点において経営状況を正しく反映した、要するにバランスシートをつかってわかりやすい形で公表するということが目的で今回の処理を行ったところでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【川島議長】 ありがとうございます。

長浜市民病院も同じような内容になっているわけでございますが、この問題につきまして何かございますでしょうか。

【押谷委員】 長浜の押谷でございます。

前回、発言させていただいた欠損金の処理、いわゆる帳簿上の赤字処理ですが、三重県立病院の例にならば、法的に認められた処理をしたとのことでした。公営企業に関する文献等で勉強いたしますと、通常はほとんどないケースということであり、なぜ今の時期にこういう対応を組合議会で議決され処理を行われたのか、その理由についてお聞かせいただきたいと思っております。ただいまの説明で、40年間ということでありましたが、処理をする機会はそれまでにあったはずですが、なぜこの時期なのか、お尋ねしておきたいと思っております。

なお、同様の問題を抱えた他市の例の行政当局の見解は、欠損処理は事業がなくなるとき、事業廃止などの清算のために使うのが建前で、単に赤字が増えたから資本剰余金を取り崩すというのは、総務省は認めないとの見解をとっています。念のため、合併協議が整っていない段階で、事前に総務省に指導を仰いだのかどうか、そのときの滋賀県の対応はいかがだったかをお尋ねしておきたいと思っております。

その点がはっきりしなると、1市6町合併の大きな支障になることを回避するため、あらかじめ地方公営企業法施行令を拡大解釈するという姑息な方法で赤字隠しをもくろんだとの疑念が払拭できません。このような、いわば最終手段を用いて処理を図ろうとするものの知恵は、一人、病院組合が発想したことではなく、知恵を県が授けたか、あるいは病院組合と県との談合による結果なのかを明確しておく必要がありますからお尋ねするものであります。

次に、前回も発言しましたが、協議の途中であるにもかかわらず、高月町の住民説明会資料に、湖北総合病院が合併後は長浜市に引き継がれ、市立病院の1つとして運営されると明記されていることについては、私どもの特別委員会で納得できないとの声がありました。高月町に対する不信感が渦巻きましたので、ここで再度、町長の弁明を求めたいと思っております。

次に、公立病院改革プランが20年度中となっておりますが、年度内策定を確約していた

だけなのかどうか、見解を求めたいと思います。また、年度内策定ということならば、現時点で何がどこまで進捗しているのかをお尋ねしておきます。法定協議会立ち上げまでには、途中経過として中間報告等の公表をいただくことをお願いしたいと思いますので、管理者の見解を求めます。

また、病院を除く9施設についても、経営形態の見直し等を行い、独法化、指定管理者化、民営化など、経営改善に向けた努力をいただきたい。日々の地域医療、福祉にご尽力いただいています職員の皆さんが、非公務員とならざるを得なくなる場合も、その身分が保障されるような特段の配慮をいただきつつ、見直しを推進していただきたいと思います。さらに将来、国の医療システムについての政策転換も想定されることから、病院の改廃もあり得ることを念頭に入れながら、心して取り組んでいただきますことをお願いしておきます。

最後に、当協議会にご提出いただきました伊香郡病院組合の概況という資料についてであります。我々がその経営内容を点検しようとするれば、経営状況の経年変化を知る上でも財務分析比較表が添付されていてしかるべきだと思います。病院経営について、苦しい現状の中、どこでどのような努力を重ねているかを少しでも多くの人々に開示して理解を得ようとされるなら、そうした資料を明らかにすることは当然ではありませんか。情報を公開し、病院問題に真摯に取り組もうとする態度がみじんも見られません。どうせ素人にわかるものかというたかをくくった情報開示の方法であると言わざるを得ません。

例えば、流動資産のうち未収金について見ますと、未収金の質の劣悪さから病院の病気の原因を診断するには、未収金回転率などは経年変化を見るのが一番診断しやすいのです。市立長浜病院の場合、18年度に比べ、19年度は明らかに回転率が落ちています。しんどくなっているんだとか、元気になっているなということが指標化されることで素人目にも診断できるのです。給付団体は別として、個人分の未収額や、その質がわかりませんので内訳を教えてくださいたいと思います。

そのほか、支払い能力が落ちているかどうか、そういったことをまずは判断し、経営の状態を推測することのできる現金回転率も示されていませんので、未収金の内訳や経営分析に関する資料の提出を求めます。

以上の回答をいただくことがこの場で確約いただけますなら、この協議第26-1号は原案どおり確認させていただきたいと思いますので、以上、高月町長、県振興局長、病院組合管理者、簡潔にして明瞭なるご答弁を求めます。

【北村委員】 ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の欠損処理の問題でございますが、これはご承知のとおり、公営企業法に基づきますと、3条と4条に財務が分かれるわけでございますけれども、繰入金金を3条に、いわゆる一般の企業会計ですと3条に全部まとまっているわけですが、公営企業会計はご承知のように4条が分離しております。この部分に繰り入れた部分は資本剰余金として残っている。これは、いつでも崩せますよというお話はずっと前から聞いておりました。どこか、ほんとうは途中でやりたかったわけですが、なかなかその機会がなかったわけです。そういうことで、これはかなり聞いておきますと、秋田県の比内町病院だとか、三重県はお聞きしましたのであれですが、神奈川県もやっております。長野県の飯綱町立病院、愛媛県の県立病院、それから長野県の伊南行政組合の総合病院、沖縄県立病院、こういった

ところがこの手法を使って、ここ何年かの間にみんなやっておられます。

たまたま私どもの処理は、繰入金を4条の資本的収支に入れていましたのでこの操作ができるのですが、3条に入れていけば、これはできないかわりに赤字も発生しにくいというところでございますので、私もあまり専門的でないので詳しいことを説明できにくいのですけども、その辺でお許しをいただきたいと思います。

それから、私どものところの意向調査の部分でございますが、前回、突然ご質問をいただきまして、大変言葉不足であった点は申しわけないと思っております。およそ4回で任協が終わるといふような最初のお話も計画にありました。当然ながら、9月議会があります。日程的に、その間で何とか住民説明をしたい。こういうことから、少し早くから資料をつくらせたという点では、大変今から考えましても勇み足であったことを反省しているところでございますが、あしからずお許しをいただきたいと思います。

このことにつきましては、確認のされていない部分については、全部説明の段階で資料は、まだこういう状態ですということは住民に全部報告をいたしました。そういうことでございますので、その点はお許しいただきたいと思うのですが、特に意向調査の中で反対の意見も入れているのやないかというふうなこともちょっとお聞きをしていたんですけども、これは当然、意向調査をする以上、合併ありきだけの賛成だけの意向調査はできませんので、そういうことで、病院の件についてはまことに申しわけなかったと思っております。

それから、次に、病院の改革プランでございますが、現在ももちろん手をつけてやっております。これにつきましては、滋賀県の医療計画との整合性だとか、そういったことが全部ついて回りますので、一々県と相談をしながら進めておりますので、途中の段階で中間報告は十分できますので、また機会を見て中間報告をさせたいと思います。

それから、福祉の問題ですが、確かにこれは平成元年に県の指導で、その当時、いろいろ福祉を一緒にやれというふうなことでやったわけですが、平成7年からスタートしておりますけれども、これについてはご指摘もありましたし、内部でも検討を重ねておりまして、病院事業にくっつけたほうが良いというふうな、例えば医療の伴うようなものについては公営事業、病院事業にくっつける。そして、福祉オンリーでやれるものについては、指定管理をはじめ、方法を考えたい。この任協が一応終わりましたら、病院議会をお願いしまして、特別委員会もつくっていただいて、またそうしたことの促進の委員会も病院の担当者も含めて、議会の代表の方も入っていただいてやりたいというふうに考えております。

それから、次、5点目の問題ですが、これは今後、今の1点目、2点目をはじめ、十分に実行をさす道筋をつけて、今後の病院の運営が安定的に、皆さんの大きな負担を生まないような経営にしていけないかというふうに思っております。ただ、公営企業法に基づいておりますことと、地域医療としての役割というものは今後果たしていけないか、そういった部分も十分に健全化させながら持っていきたいというふうに考えております。

支払い能力の問題ですが、これは財源の不足率、公会計で当然出さないかんわけですが、これは十分クリアをしております。公会計の表示の中で資金不足、このことは一応クリアを……。

【建部事務局長】 資金不足比率についてはクリアしております。あと……。

【押谷委員】 クリアしているかどうかなんて聞いてない。なぜ分析表を出さないのかということを知っているんです。なぜわかりやすい説明をしないのか。

【建部事務局長】 分析表のほうは決算書も含めてまた提出させていただきます。

【押谷委員】 またじゃない。なぜこういうときに出さなかったのかということを知っている。議会の皆さんに理解を得ようとするならば、わかりやすい資料を出しなさいと再三言っているにもかかわらず、概要だけで、貸借対照表だけで病院の経営がわかるのか。我々は税理士でも経理士でもないんだ。いわば、ど素人なんだ。ど素人にもわかるような資料を出しなさいと再三言ってきたではないですか。

要するに、これは、おまえたちに何がわかるんだというような態度にしか見えない。いかげんにしてもらいたい、こんなことは。それで長浜が長引かしているとはどういうことか。

【北村委員】 そういう部分、あったかと思うので……。

【押谷委員】 4町でちょっと協議して見解をまとめなさい。こんなことじゃできない。

【北村委員】 この資料については、改めて皆さんにお送りをさせていただきます。

【押谷委員】 改めて改めて、何遍やらせる気か、こんなことを。じゃ、もう1回持ち帰るぞ。

【北村委員】 ほんとうに……。

【押谷委員】 もう今日は帰るぞ。こんなことで審議できるか。

【川島議長】 休憩します。

(休 憩)

【川島議長】 それでは、再開します。

【押谷委員】 大声を出してしまいました。申しわけございません。

この後、振興局長やら、いろいろ答弁を求めたいのですが、多分、腹の立つ答弁しか得られないというふうに思っております。湖北総合病院をめぐる諸問題については、種々問題点を指摘しながら課題に対する解決策や展望について考えてきたわけでありまして。しかしながら、ここで大事なことは、公的病院が不採算部門を担っていかなければならないという宿命を帯びているということです。

そういったことに思をいたしますならば、効率化を優先し、地域住民の安心感をそいではいけないという思いを持っております。病院問題は、常に地域住民の命に直結する問題であり、矛盾をはらんだ問題なのです。独立行政法人化や指定管理者あるいは民間化という形で現状のサービス水準を維持しようとするならば、もはや伊香病院組合による経営は困難だろうと言わざるを得ません。

今回の合併に県が積極的に支援を表明されていますので、今後は県を中心にして、県がその影響力を行使することによって問題解決を図っていただくのが一番いいんじゃないかと。これは、私どもの特別委員会の意向ではございません。私の個人的な意見でありますけれども、本来なら県へ大政奉還して、どうぞ県でやってくださいと言うしかないじゃないですか。だから、場合によっては、この協議会で県に対して意見書をまとめて、県立病院でやってくれというふうに言わざるを得ないと。合併に対する支援のあり方というのは、そういうことではないかと思うのでありますので、振興局長の見解を聞いておきましょう。

【川島議長】 振興局長。

【北沢委員】 振興局長の北沢でございます。

まず、最初に会計処理についての、県の指導があったのかどうかというお話でございますが、市町の財政、そしてこういった一部事務組合の財政、これにつきましては会計指導等の中で毎年当たっております。ただ、この決算処理につきましては、私も承知しておりませんが、他県の例等々は紹介したかもしれませんが、この独自の中で処理をされたものと思っております。3条、4条という、この会計の中でやられるものだと思っております。

そして、合併に伴って伊香病院が持つ経営の苦しさに対して、県がもっとというようなお話かなと思えますけれども、実は県の中の各公立病院、すべて赤字状態になっております。これは、当然、医療の状況が非常に厳しいという中で、例えば看護の体制が7対1だとかいうことがとれないと、低い点数でしか収入が上がってこないというようなこともあって、全般的に厳しい状況になっているということでございます。これは、湖北総合だけでなしに、県下の公立病院がそういう状況にあるということを申し上げておきたいと思えます。

なお、へき地中核病院ということの指定をさせていただいて、そしてその中で、なおかつ無医地区への訪問診療というような役割も担っていただいておりますので、へき地病院に対する一定の補助等はやらせていただいているところでございますが、全般の赤字までとなるとなかなか難しい状況かなと思っております。

なお、プランを今つくっておられる最中でございますので、そういった中で、いわゆる病院の中での急性期医療をどうするか、あるいは介護医療をどうするか等々の病院間のネットワーク、あるいは病院と診療所とのネットワーク、こういったものについてプランの中でも決めていくということになっております。そういった中で、それぞれの病院が役割をどうしていくのかということがうたわれるものだと思っておりますので、そういった中でも私どもの役割として支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【川島議長】 ありがとうございます。

ただいまご指摘がありましたように、公立病院のほとんどが全国的に見ても赤字だというようなことで、これは国の政策が何はさておいても一番最近悪いと。こういう状況の中で、医療費は先進国で最低になるのは日本でありまして、その中でやりくりしておられるというようなことがありますので、非常に基本的な問題を含んでいるという言い方もできようかと思えます。

この問題、よろしゅうございますか。

【山本委員】 湖北町、山本です。

保留をしておきましたので、意見を述べさせていただいて確認をさせていただきたいと思いますが、長浜市さんが大変厳しいといえますか、ご指摘いただきましたので、湖北町としてはそれ以上言うところはございませんが、ここで優しく申し上げたいと思えます。

病院と介護、福祉の関係の分割を行うなど、健全に運営をしていただきたいということの意見を申し上げたいと思えます。なお、先ほども振興局長のお話にありましたが、県もへき地医療の指定をされているのですから、しっかりと県がケアするということは大きなこれからの課題となると思えますので、県のほうの負担をくれぐれもよろしくお願いをいたしまして、湖北町は確認させていただきます。

以上でございます。

【押谷委員】 先ほど幾つか申しあげたと思いますが、当然、病院が今どうなっているかということも多くの人に理解をしてもらおうとすれば、やはりわかりやすい資料を出さないと絶対だめです。だから、この場合だと、やはりいろんな数字を指標化することが大事なんです。これが一番わかりやすいんです。例えば、税金のことでも1人当たり幾らの負担をしているんやとか、幾ら払っているんやとかいうわかりやすい形で表示してもらわないと、この伊香郡病院組合の概況なる資料は、ほとんどくその役にも立たないということでありました。余計な勉強をしなければなりませんでした。

先ほど、私、申しましたように、病院の財政的なことでちくちくちくちく、大事なことでありますが、これをとことんやっていったら、どうしても地域の人々の命の問題でありますので、その不安を醸成するようなことはできませんので、とりあえずはこの問題については確認させていただくということにははっきり申しあげておきたいと思いますが、もう少し真摯に受けとめていただきたいというふうに思っております。

以上です。

【川島議長】 他にございますか。

【武田委員】 木之本の武田でございます。

ただいま押谷委員さんのおっしゃるとおり、確かに資料不足の面があったかなという深い反省をいたしておるところでございますし、何をさておきましても、やはり伊香郡3万の郡民としては命の糧でございます。我々としても、先ほど、この任協の中から県に向けてそういう要請をしたらどうかというようなお話をいただきましたけれども、既に私どもも9月定例会におきまして、各町が県に向けて支援要請をお願いするという意見書を取り上げさせていただいて、議決をいただいたところでございます。議会といたしましても、我々としても、何としてもこの湖北総合病院を守っていただくために真剣に取り組んでおるとのことだけ申し添えさせていただきます、よろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

【川島議長】 ありがとうございます。

【石田委員】 西浅井町の石田でございます。

ただいま長浜の押谷委員長さんの大変、しっかりやりなさいというような叱咤激励であったというふうに私は受け取っております。そして、そのような意見に関連しまして、まず今まで病院を支えてきた伊香郡民の1人として、私から意見を述べさせていただきます。

伊香郡では、古くからの「助け合い精神」を形あるものとして、『伊香相救社』という互助組織を結成し、この組織に郡民の多くが加入し、それぞれ出資をしながら火災や風水害に遭われた方へのお見舞金や、日々の生活が苦しい家庭に生活支援金を、また優秀な子弟に奨学金を支給するなどしてまいりました。また、この資金の一部が、今協議となっております地域医療施設である伊香病院の創設にとって貢献してまいりました。

こうした経過で創設されました伊香病院が、昭和29年に当時の郡内13町村の組合立病院となり、その後、前院長の理想である福祉と医療の合体した施設として今日に至っております。この病院は、昭和50年代に入りまして、人口流出や少子高齢化が進み、4町の財政状況が年々悪化する中であっても、伊香郡民が地域医療の拠点として必死に支え、守ってきたものであります。また、単に伊香郡民だけでなく、長浜市、虎姫町、湖北町も

含めて、湖北地域全体の医療福祉施設として、「みなさんの生命を守る」という使命を市立長浜病院と長浜日赤病院とともに、その一翼を担ってきたものと自負しております。

しかしながら、医療制度改革に伴う医療費の引き下げや医師確保が困難となったことなどから、経営状況の悪化につながっております。これは、全国の公立病院の全てが抱える問題であろうと思っております。

先ほどの意見につきましては、「経営の効率化・スリム化」といった今回の合併により、1市6町の行政体としても命題にしなければならない方針であろうと考えておりますが、一方では「地域医療の確保」といった視点からは、経営面だけで議論ができないものもあるとも考えます。1市6町が合併し、新しい長浜市の市民全てが安心して暮らせるよう、子どもからお年寄りまで、みんなが健康で暮らせるため、地域医療、特にへき地での医療確保は行政の責務と考えます。

2つの病院を「財政」との折り合いを付けながら、いかに「真の市民病院としての機能を持たせていくのか」、そのための両病院が補完しあうべきところや、新しい長浜市としての「地域医療をどのように支援をするのか」といったことに重きを置いて、国の情勢なども踏まえつつ、「全市民の医療確保」といった視点から考えていただきたいことを意見として強く述べさせていただきます。そのことが合併基本計画の将来像にある「琵琶湖の真珠ひと・まち・みどりが結び合う自律協働都市」につながるものと考えております。

以上です。

【川島議長】 ありがとうございます。

ただいま武田さんと石田さんから、伊香郡病院に関する思いを切々とおっしゃっていただいたわけでありまして、この場で皆さんも、それも一方では解しながら、どうしていくかと。合理性をどういう形で追求するかということだろうと思っておりますが、先ほどもございましたように、とりあえず今回は原案どおり承諾させていただいて前へ進むということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 では、この26-1号につきましては、原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、協議27号、使用料、手数料等の取扱いについてであります。前回、野外活動施設の経営状況、収支状況の資料に基づいて説明をいたしております。ご意見、ご質問はございますでしょうか。事務局、説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、前回、使用料、手数料の関係の中で、特に野外活動施設の運営状況等につきましてご意見がございまして、前回、野外活動施設の収支状況についてご説明をさせていただいております。既に内容等につきましては、前回、このような形で資料もお配りし、ご説明させていただいておりますので、本日の説明は割愛させていただきます。こういった資料のもとで、ご議論のほう、お願いしたいということでございます。

【川島議長】 この問題につきまして、いかがでしょうか。

【押谷委員】 協議第27号、使用料、手数料の取扱いについてであります。前回、野外活動施設の収支状況等を確認させていただき、一定の理解をさせていただきましたが、1つの例ですが、施設運営そのもののあり方を考えますと、私も一度、専門家を連れてウッドイパルへ伺ったことがあるんですが、非常にいい施設であると開口一番おっしゃられ

ました。しかしながら、運営そのもののあり方に問題があるということと、もう少し投資をすれば投資以上の効果がある可能性があるという意見もいただきました。施設運営そのもののあり方を十分検討いただくことを条件として、この第27号は原案どおり確認をさせていただきます。

【川島議長】 ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、お諮りいたします。協議27号は、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 ありがとうございます。

異議なしとして、協議27号、使用料、手数料等の取扱いについては、原案のとおり承認いただいたものといたします。

次に、協議32号、各種事務事業の取扱いのうち、都市建設関連の公営住宅の管理につきましては、前回、資料により説明をいたしておりますが、ご意見ご質問はございませんか。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 これにつきましても、前回、資料なりお配りをさせていただきまして、特に公営住宅の管理の部門につきまして、各所管しております自治体のほうからご説明をさせていただいたところでございます。こういったことでございますので、そういった内容を踏まえまして、本日またご協議のほうをお願いいたしたいと存じます。

【川島議長】 よろしゅうございますか。

【押谷委員】 協議第32号、各種事務事業の取扱いについてであります。前回、公営住宅の未収金の収納方法及び適正な入居管理等について、現在までの取り組み状況と今後の改善計画書の提示をいただきましたが、特別委員会で相当の時間を費やし、種々議論を行ってまいりました。

まず、なぜ現年分の目標値が木之本町だけ90%なのか。戦をする前に白旗を掲げているようなものではありませんか。納得いきません。長浜、虎姫と同様に95%にすべきであると思います。不能欠損処理について、長浜市のように審査委員会を設けて対応しておられるのかどうか。また、滞納整理のマニュアルはあるのかどうかも含めて、中身が大事なので詳細を教えてくださいたいと思います。

単年度の収納率が100%なら850万円の入りになると聞きましたが、滞納額が7,000万円を超えているというのは、どう理解しようとしても額が多過ぎます。一番多い人で何年分、幾らなのか教えてくださいたい。

住宅家賃単価の単純平均が長浜や虎姫町さんが1万円を超えるのに対して、木之本町さんは5,000円から6,000円と約半額で一番安くなりますが、合併後は公営住宅法に基づき家賃が上がることは、住民は理解されていて周知がされているのか、お尋ねしておきたいと思います。

また、調整方針に合併時まで減免の規定の是正に努めるとありますが、本来、減免すべきでない人が安い家賃であるにもかかわらず、さらに減免を受けている実態があると理解しているのか。また、減免額や減免率などの詳細なデータを教えてくださいたい。さらに、既

に協議の確認は済んでいます。税や住宅新築貸付金等の滞納額も2億円を超えますが、納付する能力がないのか、意思がないのか、その辺の分析について明確な回答をいただき、今後の取り組みについて再度力強い意気込みをお聞きしたいと思います。

ただいま、るる述べました点のご回答を待ち、再度検証を行いたいと思います。従いまして、この協議第32号は、再度継続して審議いただくことにしたいと思います。

以上であります。

【川島議長】 今の問題、回答して。

【木之本町・担当】 木之本町の地域整備課の西川といいます。

木之本町の目標値90%という部分につきまして、前回、管理状況、そういった部分での説明をさせていただきまして、まずそれを手がけて、そして現年度分の収納率を上げていくと、そういった方向で現在整理をしております。こんな中で、法的という部分についてのお話もさせていただきまして、町を挙げての取り組み、公営住宅の未収金対策につきましては、悪質滞納、不法入居者への対処として、強制退去等、法的な手続が早急に進められるよう、この9月の議会で町長の専決事項の指定、それから適正な入居管理をしていくために、管理条例の一部改正を提案させていただいたところでございます。

現在まで、その滞納につきまして、また入居状況の整理につきましても、精査をして整理をしております。そういった中で、本町も平成16年11月に不能欠損処分審査委員会ができておりますので、そこで不能欠損処分の審査をしていただき、住宅運営委員会で承認をもらおうと、そういった形をとっております。

それから、家賃の決定の応益応能のことをございしますが、来年の4月1日に公営住宅法の改正に伴いまして、本町も足並みをそろえてやっていきたいと。そのためにこの滞納整理、それから入居者への通知、また長浜市さんの条例をいただきましたので、それに基づいて、今後はこうなっていくと、そういったお知らせも一緒にやっていきたいと考えております。

【川島議長】 それから、減免措置の関係。

【木之本町・担当】 減免については、平成11年から13年まではきちんとできておりました。ところが、それ以降、減免処置を講じてきていると、そういった部分が実態です。収入申告を平成11年から13年までの間は、正規の家賃の決定をしていたと。ところが、それ以降、減免処置をしてきていると、そういったのが実態です。それで、先ほど申しましたように、来年の4月1日の公営住宅法の改正に基づきまして、きちんとやっていきたいと、そういうふう考えております。

【押谷委員】 きちんと「きちん」の中身がわからないんですけど、何をもってきちんとと言うかということですが、この件につきましては継続としますけど、次までにみなさんでちょっと考えておいてください。この調整の具体的内容ですが、住宅使用料については、公営住宅法に定める規定に基づき算定する。ただし、調整期間及び方法については、合併時までに調整する。それ以下ですが、「なお、合併時までに減免規定の是正に努める」というふうになっておりますが、この「なお」以下については、「なお、一律減免については、合併時までにその規定を虎姫町の例を参考に是正すること」というふうに改めていただきたい。見解を求めます。

【川島議長】 ちょっと休憩します。

(休 憩)

【川島議長】 それでは、再開します。

【木之本町・担当】 今、委員さんのほうからご指摘いただいた部分については、本町としては虎姫町の例にならってやっていきます。ということで、調整項目について、事務局のほうで整理をお願いしたいと思います。

【事務局】 今、木之本のほうから、虎姫さんのやり方と同じように見直すというようなご意見でございますので、次回のときに文面を整理して、もう一遍、送らせていただくこととします。

【押谷委員】 ちょっとは前向きの答弁をいただきまして、ありがとうございます。今のお答えをそのまま特別委員会に報告をいたしまして、大声でこの問題を追及している人々をなだめておきたいというふうに思っております。

それで、こういった一連のさまざま、ほんとうに気の毒な感じがします。木之本町さんばかりを責めるような形になりますけれども、当然、こういった町財政のことに関わる部分については、県は指導や監督する立場にあったんじゃないでしょうか。それを長い間、放置してきた県の責任は免れるものではないというふうに私は思いますが、県の見解を求めたいと思います。

【北沢委員】 北沢でございます。

財政状況の指導の中で、そういった滞納の状況を見ながら、これについてはしっかりと整理をしていただきたいという指導はその都度やってきたところでございます。なお、税の関係でございますけれども、前の任協の中でもありましたように、虎姫町さんにおいては上半期に県職員2名、そして虎姫町の職員さんと木之本町の職員で組みまして、滞納対策チームという形でやっております。そういった中で、まさに納入をいただく場合に、どうしてもという場合にやっぱり差し押さえたとか、そういうことも含めてノウハウ等がございますので、そういった研修もしながら、この上半期の虎姫町さんでは実績を上げていただいているところでございます。

なお、木之本町さんについては下期から入りますので、既に前段階から打ち合わせ、対象者を選定しながら、そのノウハウ等の研修も行って、即10月に入りましたら実務としてできるようにということで、双方で準備を整えているところでございます。なお、それまでから税の徴収等につきまして、市町と県との協議会の中でやってきたわけでございますけれども、最近の財政が厳しい中で、しっかりと滞納を整理していきたいという思いから、今年から改めて強硬な組織をつくりまして、お互いに連携しながらやっていくということでございますので、ただ単に講習会だとか、それだけじゃなしに、実務的に含めて入っていくことにしておりますので、今後ともその成果の中でご理解をお願いしたいと思います。

【川島議長】 ありがとうございます。

【山表委員】 木之本の山表です。

針のむしろに座っているような気持ちでお話を聞かせていただいております。ただ、今まで何もしてこなかったのかという指摘もございますけれども、この未収金対策につきましては、この間の任協でもお話しさせていただきました。19年度から取り組んでいるということでございます。また、住民の方にもそのような形で、目に見える方法でやってい

きたいということでお示しをするという約束もしております。そのような形を、この20年度、より一層進めていくということと、今までの従前の部分で整理に不測の時間を要したことがございます。

今の時点で、もっと成果が出てくるものと、また出していきたいという思いはしておりました。それが遅くなっているということも事実ですけれども、この間もお話しさせていただいたように、未収金については不退転の決意で取り組んでいるということだけご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【川島議長】 ございますか、他に。

【山本委員】 湖北町でございます。1点質問と、湖北町議会の意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

今、公営住宅の木之本町さんの収納率、いろいろとご意見を賜ったわけですが、90%ということを目標にされておりますけれども、合併すると1つになるわけですから、何とか95%に目標として取り組んでいただきたいということでございます。

あと、ここに木之本町さんの滞納繰越額並びに現年度の収納率という表をいただいているんですが、現年度の収納率というのは、平成17年、18年、19年度はパーセントで出ていますが、金額でわかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

【川島議長】 どうでしょうか。

今、持っておりませんので、長浜が継続ということになっておりますので、もう一度この問題は議論しますので、次回に提出させていただきます。よろしゅうございますか。

【山本委員】 結構です。

【川島議長】 それから、目標率95%、これについて。

【木之本・担当】 お二人の委員さんからも、やはり合併時、同じ目標を持ってという部分をおっしゃっていただきましたし、その目標に向かってやっていきたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

【川島議長】 他ございませんか。

それでは、長浜の議会のほうは継続ということに32号はなっておりますので、これは次回に継続審議するというご理解いただきたいと思います。

なお、次に合併期日の問題ですが、この問題につきましても、この32号が継続になっていますので次回にするということでご理解いただきたいと思います。

以上で、すべての審議は終わりましたわけですが、事務局から何かありますか。

【事務局】 3点ございますけれども、1つ、前回、財政健全化法による指標の状況ということで、速報値をお渡しいたしました。今般、各自治体のほうで監査委員の審査を終えられたということで、その数値が確定いたしましたので、改めて提出させていただきます。一部、長浜市のほうで、都市計画事業の関係で見直しをされたということでございまして、将来負担比率が一部変わってございますが、それ以外につきましては先般お渡しした数字のとおりでございます。

それと、第2回なり前回のほうで委員のほうからお求めがございました計画あるいは債務負担、継続に関する事業の提出資料ということでございます。今日、お手元のほうに提出資料ということでお渡ししておりますが、若干ご説明をさせていただきたいと存じます。

1枚めくっていただきますと1ページということで、資料3となっております。

お尋ねの趣旨は、合併直前までに計画、債務負担、継続などの事業について、資料の提供をいただきたいということでございます。この記の下に書いてございますように、現在、計画なり、あるいは懸案となっている事業でございますけれども、町ごとに整理をさせていただきます。

虎姫町さんが虎小の耐震・大規模改修事業。それと、湖北町さんが幼稚園統合改築整備事業と簡易水道統合事業と、こうなっております。高月町さんが、高月中学校校舎の移転改築事業、それと木之本町さんが高時小学校改築事業、余呉町さんが老人福祉センター屋根改修事業でございます。西浅井町さんが永原小学校、それと塩津小学校の耐震・大規模改修事業という計画、もしくは今後の懸案事項という内容になっております。

それと、債務負担に関する事項でございますけれども、これは平成20年度の一般会計当初予算に記載されておりますので、その関係部分を2ページ以降に資料として添付をさせていただきます。

それと、3点目の継続費に関する事項でございますけれども、平成21年度以降の継続費につきましては、6町ともないということでございますので、そのような説明とさせていただきます。

それと、この資料の最後のほうにちょっと資料がついてございまして、33ページをご覧いただきたいと存じます。

今、各町のほうから計画事業と懸案事業ということで回答をいただいているわけでございますけれども、既に今後進める上の考え方ということで、3点で整理をさせていただきます。

1つ目が、既に第4回の協議会のほうで確認いただいております財政計画というものがございます。この財政運営の考え方の中で、特に普通建設事業につきましては、この箱の中に書いてございますように、その一般財源所要額を各年度、対前年比5%ずつ抑制するという考え方、それと建設事業に伴います地方債につきましては、地方債発行額を各年度、元金償還額以下とするという考え方で進めさせていただきます。この考え方で、今後も整理していきたいということでございます。

図の1がございましてけれども、これは19年度の各市町の普通建設事業の決算額となっておりますけれども、34ページの上のほうにございますように、財政計画上の普通建設事業費ということで、平成20年から平成23年までを示しております。これにつきまして、金額でご覧いただきますように、56億円から平成23年には48億円ということで、先ほど申しあげましたように、各年度5%削減、抑制という中で計画を持たせていただいておりますので、こういった事業額、あるいは起債の額におさまるような形での整理をさせていただくことになるんじゃないかなということでございます。

それと、2点目でございますけれども、合併後を見据えた一体的で効率的な市政運営の確保ということでございます。合併後の長浜市におきましては、市域の一体性あるいは均衡性を確保するということがございまして、一方で、やはり12万都市ということになりますので、そういった全体的な中で、効率的で簡素な市政運営を図る必要があるということでございます。

いろんな計画事業がございましてけれども、そういった事業につきまして、合併後の長浜

市におきます一体性の阻害でありますとか、合併効果の縮減とならないように、合併後の市政運営に与える影響を十分考慮した取り組みにしていきたいということでございます。

具体的には2つございまして、行政区域が広がるということで、合併後の長浜市の市域全体に視野を置きまして、合併による効果を生かすということと、市域全体の均衡化、さらには一体化に配慮した市政運営を図るということでございます。それと、利用者数の動向でありますとか、運営の形態、管理コスト、費用対効果などを十分検証しまして、12万都市にふさわしい効率的で簡素な市政運営を図るという考え方でございます。

最後に、3点目でございますけれども、今般の合併に関しまして、国の財政支援措置が一定用意されております。その中で、いわゆる地方債措置というものが設けられておりまして、具体的には合併推進債というものがございます。この合併推進債につきましては、合併前、それと合併後というものがあられるわけでございますが、合併前につきましては単独事業というものが対象になってこようということでございます。

ただ、こういった内容につきましては、下の留意点というものがございまして、1つ目の星印でございます。合併前事業においては、一体的に実施することが必要なことから、相互に負担金等の措置が必要になるということで、相互に1市6町が負担金を寄せ合って行う事業につきまして、合併前事業として合併推進債が適用できるということになってございまして、具体的には例えば電算システムの統合整備とかいうものにつきまして、そういった合併推進債というものが充当できるのではないかなということでございます。

もう1点、合併後の事業ということでございます。これにつきまして、補助事業と単独事業が対象になるということでございまして、留意点の2つ目の星印でございます。合併前から継続している事業については対象外となるということで、仮に合併前に実施計画なりされておられる事業につきましては、仮に合併後にその建設事業にかかりましてもこういった財政措置が受けられないというところもございまして、そういった実施時期につきましても、この財政支援を受けるならば十分留意していく必要があるのではないかとございまして。

ちなみに、合併推進債と申しあげますのは、当該事業の90%の借金が借り入れられるということでございまして、おおむねその40%程度の部分につきまして、いわゆる交付税が充当いただけるというようなものでございます。そういった内容になってございまして、こういった財政支援措置も活用していきたいということでございまして。

以上でございます。

それと、もう1点、3点目でございますけれども、先ほど継続審議ということで、協議32号及び23号につきまして、そういったことになりましたので、次回の会議でございますけれども、第7回ということで予定させていただいておりますのが10月10日、これは金曜日でございますけれども、午後1時半から長浜市の市民交流センターのふれあいホールのほうで開催させていただきたいということでございまして、急なお願いでございますけれども、ぜひともご都合を合わせていただきましてご出席いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、事務局からの連絡は終わらせていただきます。

【川島議長】 ありがとうございます。

それでは、本日は、これですべて協議が終わりました。皆様方のご協力に感謝いたしま

す。改めましてお礼を申しあげて、本日は閉会といたします。大変皆さん方、ご苦労さまでした。